

令和 8 年度「獣医師確保 PR 動画作成、獣医師採用特設ホームページ制作および SNS 配信業務」に係る企画提案募集要領

沖縄県では、「獣医師確保 PR 動画作成、獣医師採用特設ホームページ制作および SNS 配信業務」の委託先について、以下の要領で広く募集します。受託を希望される方は、事業内容をご理解のうえ、応募してください。

1 概要

(1) 業務名

令和 8 年度「獣医師確保 PR 動画作成、獣医師採用特設ホームページ制作および SNS 配信業務」

(2) 業務内容・企画提案内容等について。

別添「仕様書」のとおり。

(3) 委託金額の上限

5,379,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※各経費は税抜き価格とし、別途消費税額を記載すること。

※この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額ではない。

※経費見積の合計額は、上の上限額の金額を超えてはならない。

2 事業（業務）目的

獣医系大学生や既卒獣医師に対し、本県の家畜保健衛生所獣医師及び産業動物臨床獣医師の業務内容や沖縄の魅力を紹介する PR 動画を作成し、Tou Tube や Instagram などの SNS を通じて、本県で勤務することの魅力を発信する。あわせて獣医師採用特設ホームページを制作し、獣医師確保の一助とすることを目的とする。

3 応募資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人で

あること。複数の事業者で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。

(3) 沖縄県における産業動物獣医師の確保に向けて、沖縄県獣医師として働く魅力や価値を効果的に発信するノウハウを有しており、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。

(4) 別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施に当たって県と密接に連携できること。

(5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、共同企業体に当たっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

4 事業費の積算

総額 5,379 千円（税込）を上限として事業費を積算すること。

積算の費目は次のとおりとする。

- 直接人件費
- 直接経費（謝金、旅費、印刷製本費、広告料、使用料、再委託費等）
- 一般管理費
- 消費税

※直接経費に消費税が含まれている場合は、消費税相当額を除いた上で計上すること。

※単価、回数、人数等の積算内訳がわかるようにすること。

※一般管理費は、（直接人件費 ＋ 直接経費 － 再委託費）の10%以内とする。一般管理費の計算における再委託費は、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。（請負契約の例：パンフレットの製作・印刷、番組等コンテンツ制作、物品運送、試料製造、分析鑑定等）

5 経費処理に関する注意事項

(1) 総論

事業終了時に委託業務完了報告書等の提出を受け、検査した結果、契約の内容に適合すると認めた経費について、契約額の範囲内で支払うものとする。

(2) 帳簿等の整備及び検査

ア 委託業務の実施に要する経費に関し専用の帳簿を備え、支出額を明確に記載しておかなければならない。

イ 委託業務に要した経費を県が指示する項目に従って前項の帳簿に記載しその支出

内容を証明又は説明する書類を整理して保管しなければならない。

ウ 支出内容を証明する書類とは、通常使用している支出に関する決裁文書、仕様書、見積書（相見積を含む。）、契約書、納品書、検収調書、請求書、領収書、銀行振込領収書、委託業務に従事する者の給与支払を示す台帳及び出張伝票等をいう。

エ 帳簿及び書類の保管期間は、委託期間が終了する日の属する事業年度（県の事業年度である4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。以下同じ。）の終了日の翌日から起算して5年間とする。

オ 県が必要と認めるときは、当該委託業務の実施状況、帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

（3）人件費

人件費とは、委託事業に従事する者の作業時間に対する給料その他手当をいう。人件費の精算方法は、原則として時間単価×直接的な作業時間数にて算出し、作業時間数の確認に当たっては、業務日誌などにより行う。

人件費は従事者一人一人について算出することから、受託者は役割分担等が確認できる資料を作成し、従事者に変更がある場合は、その都度、協議等を行うこと。

6 再委託に関する取扱い

（1）一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

【契約の主たる部分】

契約金額の50%を越える業務

委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務

（2）再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に示す「簡易な業務」については、事前の承認を要さない。

【簡易な業務】

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 議事録作成、原稿・データの入力及び集計

（3）再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は

暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手とすることはできない。

7 応募方法等

下記の書類を作成し、持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は書留郵便で行うこと。）。

（１）提出書類

- ① 企画提案応募申請書（押印あり）・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式１】
- ② 積算書（押印あり）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式２】
- ③ 来年度以降のサーバー管理料・保守費用の目安について・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式自由】
- ④ 会社概要書・・・【様式３】
- ⑤ 実績書・・・【様式４】
- ⑥ 誓約書（押印あり）・・・【様式５】
- ⑦ 質問書（必要な場合）・・・【様式６】
- ⑧ 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）・・・・・・・・・・・・・・・・・【様式７】

⑨ 企画提案書

- ・企画提案書の様式は自由とするが、A4判で40ページ以内（表紙、目次含む）とする。縦横どちらでも可
- ・作成にあたっては、仕様書に沿った内容であることを原則とする。ただし、事業目的の範囲内で仕様書と異なる内容の提案も認める。
- ・内容は簡潔・明瞭に記載し、必ずページ番号を付すこと。実施スケジュール、業務の実施体制も記載すること。

※留意事項：共同企業体の場合は、③④⑤について構成員毎に作成する。

（２）必要部数

8セット（原本1部、コピー7部）

※企画提案書のみ両面印刷、その他は片面印刷とすること。

（３）提出期限

令和8年8月12日（水）17時

（４）提出場所

「12 問い合わせ先」のとおり。

8 応募にかかる質問

本応募要領及び仕様書等に質問がある場合には、【様式第6】質問書を電子メールにより提出し、送付後速やかに担当まで電話連絡のうえ、受信の確認を行うこと。

① 提出期限：令和8年8月4日（火）17時

② 連絡先：「12 問い合わせ先」のとおり。

※質問に対する回答は、令和8年8月7日（金）までに沖縄県 HP に公表する予定

9 審査方法及び基準

- (1) 応募数が4社以上の場合は、畜産課において一次審査（書類審査）を行い、上位3社について2次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募数が3社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部に設置された企画提案審査会において、提出された企画提案書等のプレゼンテーション審査を行い、総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する（今回の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）。
- (3) 前項によって第1位となった応募者には、メールにて通知予定。次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定
- (4) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。公表を行う事項は以下のとおりとする。
 - ア 最優秀提案者とその評価点
 - イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
 - ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
 - エ その他
- (6) 評価基準については、概ね以下のとおりとする。
 - ア 基本認識
広報・プロモーション戦略に関する基礎知識及び沖縄県の産業動物獣医師（家畜保健衛生所獣医師、産業動物臨床獣医師）確保に向けたノウハウを有しているか。
 - イ 企画内容
 - ① 沖縄県の家畜保健衛生所獣医師および産業動物臨床獣医師の業務内容が伝わる提案になっているか。
 - ② 獣医系大学生や既卒獣医師に対して、沖縄県で勤務する魅力が伝わる提案になっているか。
 - ③ 対象者の特性を踏まえ、特設ホームページおよび SNS 配信を効果的に組み合わせた情報発信方針が示されているか。

ウ 表現方法

動画、ホームページ、SNS 等において、視覚的・文章的にわかりやすく、視聴者にとって強く印象に残る工夫がなされているか。

エ 業務遂行体制・業務実績の評価

- ① 事業を的確に遂行するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。
- ② 類似業務等実務実績は十分か。

※一次審査では、沖縄県情報システムポリシーの趣旨を踏まえ（クラウド・バイ・デフォルト原則等）、来年度以降のサーバー管理料・保守費用の目安を評価基準の1つとする

(7) プレゼンテーション審査

ア 日時：令和8年8月20日（木）予定

※プレゼンテーションを行う時間帯については、後日連絡する。

イ 場所：沖縄県庁内

ウ 提出した企画提案書に基づき説明すること。

※説明は、提出した企画提案書のみを用いて行い、追加資料は不可とする。

エ 審査会場への入場者は1応募者から3名までとする。

オ 説明時間は25分（プレゼンテーション15分、質疑10分）を想定すること。

10 委託業者決定までのスケジュール

項目	日程（令和8年）
ベ質問書の提出（メール）	令和8年8月4日（火）17時
ベ企画提案書等応募書類の提出（持参または郵送）	令和8年8月12日（水）17時
プレゼンテーション審査	令和8年8月20（木） 予定
委託業者決定及び通知	令和8年8月24（月） 予定

11 その他留意事項

（1）以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本募集要領に違反と認められる場合

エ 担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

(2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出された企画提案書等について、後日、沖縄県から疑義照会（ヒアリング）を行う場合がある。

(4) 提出書類等の作成等に要する経費は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。

(5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査過程については公表しない。

(6) メールを送信した場合は、必ず電話にて受信確認を行うこと。

(7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付すること。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(8) 事業の実施にあたっては、県と実施内容を随時協議しながら進めていくものとし、提案内容全ての実施を保証するものではない。

(9) 1 事業者（共同企業体）あたり、提案書は 1 件とする。

※）契約保証金について（抜粋）

（契約保証金）

101 条 令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続約に係る入札にあつては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可

した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。

- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。（入札保証金及び契約保証金に代る担保）

12 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県庁9階

沖縄県農林水産部 畜産課 家畜防疫対策班 担当：末澤、荒木

メール：aa043001@pref.okinawa.lg.jp TEL：098-866-2269